

労働力の価値と「貧困」

—— 発達した資本主義社会における
「貧困」理解の方法について —— (下)

The Value of Labour Power and Poverty

—— On the Method of Understanding Poverty in

Developed Capitalist Society ——

唐 鎌 直 義
Naoyoshi Karakama

前号と本号との内容上のつながりを示すために、
全体の構成を再掲する。

はじめに

I 労働と貧困

1. 私的労働と社会的労働
— その矛盾と「均衡」—
2. 労働と貧困
 - (1) 恐慌時の労働と貧困—大量失業—
 - (2) 不況期の労働と貧困—労働の「分割」—
 - (3) 好況期の労働と貧困—熟練の陳腐化—
 - (4) 小括—貧困と労働力価値— (以上、二号)
3. 経済循環と貧困 (以下、本号)
 - (1) 労働力再生産の視点から貧困を把握する意味
 - (2) 貧困の経済的・社会的意味

II 貧困と福祉

1. 労働力商品と労働力一般—福祉の対象者—
2. 貧困と福祉—福祉の対象—
 - (1) 労働力再生産の不安定に対応する福祉—社会保険制度とその限界—
 - (2) 貧困に対応する福祉—公的扶助制度とその恤救的性格—
3. 労働と福祉—まとめにかえて—

I 労働と貧困

3. 経済循環と貧困

- (1) 労働力再生産の視点から貧困を把握する意味
前号までの論稿において、貧困を「労働力の再

生産が不可能にされている状態」として把握してきた。その意味するところを概括的にまとめてみると、次のように示される。

第一に、「労働力」を問題にしていることから、貧困の状態におかれている主体を、「労働力の所有者」=働いている人びとと捉えている。前節では、説明を単純化して趣旨を明確なものにしようとしたために、「商品化」された労働力=労働者階級について中心的に考察したが、本来は「働いている人びと」一般を考察の対象としている。「労働力商品」に関して検討してきたところの貧困発現のメカニズムは、次章において示される今日的な諸理由により、「社会的分業を担う人々」全体にあてはまると考える。

なお、「社会的平均的労働遂行能力」を保持しないとみなされることから、雇用機会を剝奪されている（商品労働力たることから疎外されている）障害者等については、当然に「労働力の保有者」と把握されるべきである。「障害者」という概念は社会的・歴史的概念であって、何を以て「障害者」と規定するかは、その社会のあり方に深くかかわっている。生産力の発展は、本来、人間労働の労苦（アダム・スミスの言う'toil and trouble'）を軽減し、より多くの障害者とみなされてきた人びとを社会的労働の枠内に組み入れるはずのものであるが、必ずしもそうならないのは、生産力の発展が特定の社会的目的に充用されているからである。

第二に、「労働力の再生産」は、資本の再生産=循環と対置される概念であり、資本主義社会の再生産を構成している一方の要素と捉えられる。

その意味で、労働力再生産は「経済の循環」に位置づけられて、考察されなければならない。

第三に、「労働力の再生産の不可能」＝貧困とは、歴史的に発展する資本主義的生産の内部において、生産力の発展が労働力に対して要請する歴史的・社会的な労働力水準の保全（＝最低限水準の保持）を、労働力の所有者が欠落せしめられている状態と捉えられる。歴史貫通的なひとつの絶対的水準が労働力再生産の可能・不可能を判定する基準ではない。それは、資本の再生産において、獲得されてより大きな規模の生産のための資本となる利潤の社会的水準（平均利潤）が、産業資本主義段階と独占資本主義段階とで格段に異なるのと同じである。

第四に、以上のことから、「貧困」は社会の発展につれて、その内容や形態が（したがって水準が）「発展」するものである。「労働力の再生産」＝「生活」が経済の循環を構成する一要素として位置づけられるということは、社会的な生産力水準の発展段階に規定されているところの「社会の再生産」のパターンに生活が依存していることを意味している。特に、このパターンが急激な経済成長などの原因によって変転定まらないときには、「生活」は時々のパターンとの対応を確保できず、「不安定」化を余儀なくされる⁽¹⁾

労働力再生産の視点から貧困にアプローチすることには、以上のような方法的特徴がある。

ところで、このアプローチの方法に対して、「貧困」を把握するという目的自体に相違があるのではないが、別のアプローチの方法がある。明らかにしようとする「貧困」の内容の違いに規定されて、アプローチの方法が異なってくると考えられるが、単に「着眼点の相違」とか「専門性の違い」とかに解消できない側面もある。そのアプローチの方法には大きく分けて2つの方法がある。ひとつは労働過程分析を方法とするもので、労働現場（生産点）での労働強化・搾取強化や資本支配の拡大に、今日の「貧困」の所在を認めようとする議論である⁽²⁾ もうひとつは地域経済分析を方法とするもので、地域「住民」の生活環境悪化や社会資本整備の不足に、現代の「貧困」の所在を認めようとする議論である⁽³⁾

この2つのアプローチは、戦後日本の高度経済

成長の過程で、新たな問題性ももたながら発現した「貧困」を把握するものであったが、他方、高度経済成長がもたらした「所得倍増」＝賃金上昇、「労働力不足」＝労働力流動化という二大基調のもとで、労働力再生産の視点からの貧困把握を乗り越える意図をもって登場した理論的方法であった。その乗り越え方は、労働力再生産論の継承と発展の延長線上に位置づけられるものとはいえない。労働力再生産視点との非継承性は、地域経済分析アプローチの代表的論者自らが、その研究対象を「新しい貧困」「現代的貧困」と称したことに象徴的に示されている。労働力再生産視点からの研究対象は、地域経済分析の立場からは「古い貧困」「古典的貧困」と称されたのであった。⁽⁴⁾

ところで、この2つの新しいアプローチを、先に示した労働力再生産論的方法的諸特徴と対比してみると、両者の断絶性の意味が、多少とも浮彫りにされると思う。

第一に、労働過程分析アプローチは、貧困を「労働」とのつながりにおいて捉えている点に、労働力再生産視点との共通基盤が認められる。しかし、そこにおける「貧困」は、飽くまでも「労働過程」という厳密な労働概念に限定された局面において把握されているにすぎない。「生活過程」との統一が果たされていないのである。貧困とは労働者の生活を通して具体的に発現するものであろうから、労働過程における「搾取の強化」「支配の拡大」は、生活過程における自己回復の喪失・再生産の阻害へと投射されざるを得ないであろう。最近の過労死問題はその先鋭な発現形態であり、「生存」という最も重い意味での労働力再生産の否定にはかならないが、そうした極限状態が出現する以前に、より潜在的、長期的なかたちでの労働力再生産の阻害が存在していることに気づかなければならない。またこの「貧困」の片面的理解は、生活過程との統一を欠くことにより、「貧困」を経済の循環に位置づけて捉えることを不可能にするだろう。個別資本との対決がひととき鮮明化されるようになる。ここからは職場闘争（個別的問題解決）の重要性は導き出されても、貧困に対する福祉（広義の社会保障＝全体的問題解決）の必要性は導き出されないのではなからうか。

第二に、地域経済分析アプローチは、労働過程

分析アプローチと対照的である。高度成長下の新しい経済循環の局面＝私的企業による「地域」の独占的掌握と財政活動に媒介された社会資本投資の活発化に着目しながら、それとの関連において「貧困」を把握した点に、再生産＝循環視点の存在が認められる。しかしながら、「貧困」を体現する主体は、「地域」に住む「住民」という新しい概念において把握されたものであった。この概念は「労働」および「労働力」概念と何ら関係のないものである。社会を維持するうえで最も基礎的なファクターであるところの「労働」＝「生産」概念を介して「貧困」が把握されたのではなく、全く新しいファクターであるところの国および地方自治体の経済活動の分析を通して「貧困」が把握されたのであった。「住民」概念はこの点にリンクされたものであろう。

ところで、「地域」を分析のフィールドとする場合でも、一方に私的独占と地方自治体・国家があり、他方に「地域住民生活」（消費生活）があって、両者が「労働」（生産）の媒介なしに直接結びつけられたならば、両者は「新しい貧困」をめぐる対立する関係としてしか把握されないだろう。生産と生活が対立し合うものとして理解されることになる。こうして「住民運動」の側で「ものとり主義」が高言され、「ものとり」が一定程度成功した後は、「対立」という関係は次への展開を望みえない「解消」という末路を歩んだかのように思われる。しかし、生産と生活が本来「対立」するものであっては、経済の循環は成り立たない。したがって、この地域経済分析アプローチにおいても、生産と生活の対立的理解は必然的に改められざるを得なかったと思われる。その行きついた結論が「地場産業」の擁護と提唱であったのだろう⁽⁵⁾。しかし、この結論においても「労働」概念の媒介は、現実の経済の循環に照らしてなお不完全であり、フォルクロアのメルヘンと誤解される余地を残しているように思われる。生産と生活の関係は、「労働」を媒介とすることによって、「対立」ではない「矛盾」という把握を可能にされるものではなからうか。この意味からすれば、地域経済分析アプローチにおける再生産＝循環という視点は、財政活動に限定された部分的なものであるといえるかも知れない。

しかしながら、上の2つのアプローチに対する論評は、労働力再生産視点からの貧困把握の優位性を物語っているわけではない。この視点が、現代の貧困を歴史的発展をとまわらないある種の絶対的水準で把握し、その存在を極く局限された例外的な事象としてしか捉えなかったとしたならば（B・S・ラウンツリーの第3回ヨーク調査のように）、これもまた貧困を現代の経済の循環の一局面において捉えたにすぎないことになるであろう。そして、この限界から「新しい貧困」へのアプローチが生まれたのであるならば、それはむしろ当然の経緯といえよう。だが、労働力再生産視点は、実際には実態調査を通して貧困の社会的水準把握を推し進め、貧困概念の発展を労働力再生産の視角から果たしてきた。貧困を何らかの絶対的水準以下のものとして捉え、その結果が社会の変化・発展に対応しないとして、別の新しい貧困把握の方法に向けた流れのなかにこそ、貧困のステロタイプの理解が息づいていたといえるのではないか。高度成長下での労働力再生産視点からの貧困把握の過程は、絶えざる生活分析枠組の再構成の過程であったと思われる。そのことは、「社会的固定費目」とか「社会的強要費目」といった新しい家計分析概念の成立と、それにもとづく「社会的孤立」問題の把握のなかに一端が示されている⁽⁶⁾。

労働力再生産視点に対置されるこれら2つの貧困分析アプローチは、わが国の高度成長下の新しい社会問題に積極的に対応した。労働過程における資本支配の強まりや公害・生活環境破壊という資本による社会的収奪を、「貧困化」や「新しい貧困」の名のもとに把握した。しかし、これらの各々の「貧困」が、日々働いて生活する人々の具体的な姿にどのように体現されているか、ということは必ずしも明らかにされなかった。むしろ、具体的な生活場面において貧困を検証することに接触しないうえに生活と切り離された労働過程での「貧困」。労働とも切り離され、しかも「住民」という生活の全過程からも切り取られた部分における「貧困」。これらの「貧困」は労働力の再生産というひとつの循環を部分的にしか構成しない点で、「貧困現象」の把握にとどまると思われる⁽⁷⁾。

貧困は常に、資本主義社会の再生産＝循環のなかに位置づけられて捉えられる必要がある。貧困を体現する存在であるところの国民諸階層は、一方において「労働＝生産」を通じて経済の循環に位置づけられているのであるから、何よりも「働いている人間」として、「社会的分業を担う人間」として、把握されなければならない。そしてまた、他方、「生活＝消費」を通じて経済の循環に位置づけられているのだから、「生活している人間」として、「生産物の価値を実現する人間」として把握されなければならない。この両者の統合が「労働力再生産」ということであり、そこにおける貧困の検証を通じて、貧困の社会的・経済的意味が明らかになると考えられるのである⁽⁸⁾。

(2) 貧困の経済的・社会的意味

ここで、この節の締めくくりとして、「資本」の再生産＝循環という視点から「貧困」にアプローチしているもうひとつの理論的方法について言及しようと思う。

塩田庄兵衛氏は戦前日本の「貧困」研究の書として、山田盛太郎『日本資本主義分析』をあげている⁽⁹⁾。筆者の通読によれば、この有名な著作に「貧困」の概念は直接的には明示されていない。それにもかかわらず、この著作が貧困研究の書であるという評価は、どこから導き出せるのであろうか。もちろん塩田氏の指摘のように、戦前日本の労働者の「インド以下的」と言われた低賃金と高率小作料の徴収による農民の生活の窮乏が、『分析』の基礎にあることは言うまでもない。しかし、貧困研究であることの意味は、こうした戦前日本の労働者や農民の窮乏がふまえられている点にあるだけでなく、それらの貧困が「経済の循環」に位置づけられて把握されている点にあると筆者は考える。解説的になるが、『分析』の要諦を述べると、以下のとおりになるだろう。

①わが国戦前（正確には産業資本主義の確立期）の労働者の低賃金労働（「半隷奴的労役」）と小作農の高率小作料納入（「半隷農的年貢徴収」）との相関により、わが国資本主義の再生産＝循環は国内市場（個人消費需要）に基礎づけられる部分が極めて少なかったということ（「狭隘なる再生産軌道」）。

②そのため、外国市場を再生産の大きな支柱に据えて、そこでの商品価値実現を図らなければならないかったということ（「植民地圏確保」）。

③それとともに、軍事機構と軍事生産の早期の確立が必然化したということ（「わが国早期の帝国主義的設備」）⁽¹⁰⁾。

この骨子を貧困研究という視角から捉え直してみると、直接的に明確であるのは①に示したところの低賃金労働と高率小作料納入に規定された労働者・農民の貧困である。それは「女工哀史」「結核工女」という事実によって示されてきた。しかし、筆者がより重要であると思う『分析』の内容は、貧困の指摘よりも、むしろ貧困に規定されて、わが国の資本主義としての再生産軌道が狭隘なものにならざるをえなかったという指摘の方にあると考える。山田氏は、資本主義の再生産＝循環が国内市場の規模・充実度に本来的には依存していることを、「狭隘なる再生産軌道」の必至性のうちに示そうとしたのではないだろうか。本来、一国資本主義のなかで実現されるべき再生産＝循環が、戦前のわが国においては、後発の資本主義国であるという歴史的な事情の下に、対外的要因によって不可能とされていたのであった。山田氏は、そうした国際的環境のもとで「狭隘なる再生産軌道」にもとづき「植民地圏確保」に向うわが国の経済構造を「顛倒性」（または「顛倒的矛盾」）と呼んだ。この「顛倒」しているという把握の基礎に、労働者・農民の「貧困」が位置づけられていたと思うのである。この意味で『分析』がすぐれて貧困研究の書であるという評価が下せるのではなかろうか。

『分析』は再生産表式論の日本資本主義への適用といわれるように、経済の循環＝再生産をその方法としている。この方法的特徴に限ってみるならば、それは労働力再生産論の方法とある面で共通性があると思われる。資本主義経済の循環は、資本の再生産と労働力の再生産をふたつながら含みつつ成立している。そして後者の阻害＝「貧困」は、戦前のわが国資本主義の循環を「狭隘」なものに、「顛倒」したものに構成したのであった。現代の日本について、今日の貧困が経済循環にどのように位置づけられるかは、筆者の考察力の及ぶところではない。しかし、自国の農業生産を犧

性にしてまで、工業製品の輸出拡大を維持しなければならぬわが国の資本は、その再生産の支柱として、今後いよいよ外国市場への依存を強めるのであろうか。それとも資産格差、消費格差の是正を福祉政策を通じて図りつつ、国内市場の健全な成長に再生産の支柱を求めるのであろうか。それともさらに、泡沫経済のような腐朽的な資本の再生産を再び出現させるのであろうか。経済循環のなかに今日的な意味での貧困を位置づけることの必要性が、今も問われていると思うのである。

注(1)籠山京氏と江口英一氏は、高度経済成長下のわが国の貧困の特質を生活の「不安定」として把握された。

籠山京「経済成長下の労働者生活」(『日本労働協会雑誌』133号、1970年4月)

江口英一「貧困研究の視角」(『大河内一男教授退官記念論文集(1)』有斐閣、1966年)

注(2)高木督夫「現代資本主義と貧困化法則」(『新マルクス経済学講座4』有斐閣、1973年)とくにその「1 貧困化法則の経済的諸問題」参照。

注(3)宮本憲一「貧困化論をめぐる理論的諸問題」(『新マルクス経済学講座6』有斐閣、1976年)とくにその「1 貧困の多様化と現代的貧困」参照。

注(4)宮本憲一、前掲論文参照。

「現代的」貧困と「古典的」貧困の区別的理解について論じたものに次の論文がある。

小谷義次「現代の貧困について—アメリカ合衆国にみる—」(『社会保障研究』9(4)1974年3月)

注(5)宮本憲一「地域開発の現実と課題」(宮本憲一編『大都市とコンビナート・大阪』筑摩書房、1977年)とくにその「2 地域開発論の理論的検討」参照。

注(6)江口英一『現代の低所得層(中)』(未来社、1980年)「第6章 “貧乏線” 以下生活の構造」415ページ参照。

注(7)地域経済分析アプローチが労働問題研究に与えた影響もある。相沢与一氏は「新しい貧困」の問題を「労働の社会化」という概念のもとに、労働問題研究の枠組みのなかに積極的に取り入れようと考えた。

相沢与一「現代の貧困化と労働運動(上)」(『現代と思想』No.27、青木書店、1977年)

注(8)大熊信行『生命再生産の理論—人間中心の思想』(上・下、東洋経済新報社、1974年)

大熊氏は、経済学的把握という意味で、人間を「労働力」としてしか把握しない「労働力再生産論」を批判されながら、それに対抗するものとして「生命再生産の理論」を主張している。「消費」という経済学的把握のなかに「生命の再生産」という意義があることを強調している。しかし、この批判は、社会の維持における労働の意味を、社会の維持における生活の意味と同じ重さにおいて把握しない点で、「社会の再生産」を理論上、構成しないことになると思う。大熊氏の生命尊重思想・平和思想の「科学化」という姿勢は高く評価されなければならないが、上記のような問題点がなお残されていると思われる。氏の著作は近代経済学批判、マルクス経済学批判、社会主義経済批判に及ぶ遠大なもので、安易な論評をさしはさむことを拒んでいる。別の機会において、その意義を考察したい。尚、大熊氏の考え方について論評したものに次の論文がある。

井上敏夫「国民生活の再生産理論—大熊信行『生命再生産の理論』の系譜的位置—」(『国民生活研究』第15巻第4号 1976年3月)

注(9)塩田庄兵衛「貧困・生活不安の解決にむけて」(小倉襄二・真田は編『貧困・生活不安と社会保障』法律文化社、1979年)286～289ページ参照。

注(10)山田盛太郎『日本資本主義分析』(岩波書店、1934年)160～161ページ参照。

II 貧困と福祉

Iにおいて、社会的労働と私的労働の矛盾という観点に、今日的な意味での「貧困」を位置づけて考察してきた。IIでは労働と貧困のつながりをより現実にならべて考察し直しながら、「貧困」と福祉の関係を把握していきたいと思う。そこから広い意味での福祉(より政策的概念としては社会保障⁽¹⁾)の対象と対象者が、本来的には何であり誰であるべきか、という現実的な課題に多少なりとも接近したい。

Iでは「貧困」を狭い資本＝賃労働関係から生ずるものとしては、直接には捉えなかった。資本主義経済の循環(再生産)を念頭におきながら、循環の各局面ごとに私的労働と社会的労働の矛盾

の発現のあり方を考察し、そこに貧困発生の経済的根拠を見出そうとした。もちろん「どんな労働者でも労働者である以上、搾取されているのだから貧困だ」というような短絡的で画一的な理解が、資本＝賃労働関係視点からの貧困理解の真髄であるとは決して思わないが、貧困を搾取＝剰余価値生産の確認に終わらせてしまうことだけは避けたかったのである。資本主義という歴史の舞台においては、私的労働と社会的労働の矛盾の歴史的に具体的な姿が、資本＝賃労働関係に映し出されるものである、と理解すべきであろう。筆者の「貧困」の理論的検討も、労働力「商品」の媒介なくしては語れなかった。しかし労働力「商品」の位置は「貧困」を媒介するものであって、労働力「商品」＝貧困ではない。この相違が「私的労働と社会的労働の矛盾」という把握に拘泥した結果なのである。

ところで、「貧困」の理論的検証の方法を「私的労働と社会的労働の矛盾」に求めたことは、初めから「福祉」を考察対象とするということを用意していたからでもある。今日、福祉の対象者は階級としての労働者だけではない。いまなお就業人口の重要な部分を占める農漁民、自営業者などをも含んでいる。ここで仮りに、「福祉」が何らか「貧困」に対処するものであると考えたならば、労働力「商品」＝貧困という理解は、これらの商品化していない労働力の所有者の「貧困」から眼をそらすことになるであろう。「社会的労働」という枠で「貧困」を、したがって「福祉」を考えなければならないと思ったのは、このためである。

しかしながら、「福祉」の対象者が実際にどのような存在であるか、ということを考えることは、「福祉」の目的を何と捉えるべきか、ということと深く結びついている。「福祉」は「貧困」に対処するものなのか。「貧困」であるとしても、どのような性格の「貧困」に対処するのか。また「福祉」は「貧困」とは関係のない特定の「ニード」に対処するものか。「ニード」と「貧困」は本当に関係づけられないものか、等々。実際には整理することのむずかしい問題が山と積まれている。

このⅡでは、これらの困難な諸問題に対して、Ⅰでの「貧困」把握の視点に導びかれながら、「福祉」の本質把握の糸口を捉えたいと思う。

1. 労働力商品と労働力一般－福祉の対象者－

しばしば社会保障は「労働者の権利」といわれる。このことは、資本主義社会における労働者の経済的特質を代弁しているという意味で、真理であると思われる。資本主義社会において労働者は、生産手段の私的所有から切り離された無産者（proletariat）であり、そのために賃金労働者（salarariat）として日々自らの労働力を販売することを通じてしか、本人とその家族の再生産を果たすことはできない。もし労働力の販売に関して障害が出現したならば、この労働力の販売に代わる何ものかが存在しないと、その再生産は不可能になる。現代の社会保障制度の起源のひとつは、熟練労働者の友愛組織における共済活動に求めることができる。このように生活上発生するさまざまな起伏（疾病・障害・失業・死亡などの社会的事故）に対する保障の必要性は、労働者の経済的・社会的特性に依拠しているであろう。この意味からするならば、経済的範疇としての農民＝小農や自営業者＝小企業家は、各々の生活上発生する起伏に対して、本来、社会的な「福祉」とは別種の何か（農地とか種々の労働手段とか資本など）に、生活の保障を託すことができる存在なのである。この点を強調して捉えると、農民や自営業者は「福祉」に頼らずともやっつけける‘well being’の存在であるということが、その本質的な姿なのだといえるかも知れない。その点に中間階級の労働者に対する経済的優位が示されるのであろう。

しかしながら、今日（というよりもかなり以前から）、福祉が対象とする国民諸階層は、労働者を中心としながらもそれに限定されず、これら中間層を包含している。このことは経済学的にみて、何を意味するであろうか。以下、この福祉の対象者という点を、しばらく「貧困」を離れて、考察することにしたい。

「商品化」した労働力の所有者だけにとどまらない福祉の対象者の拡大は、何を経済的な根拠としているだろうか。それは、ごく端的に言うと、労働者以外の人々に対する資本の法則の貫徹とそれに伴う労働力価値の社会的評価のこの分野での成立であろう。この経緯を農民に代表させて説明すると次の如くである。（農民＝小農は本来、自家生産・自家消費を行うという意味で、商品経済

に巻き込まれる度合いが最も少なく、また遅い。したがって資本の法則の作用も他の分野より遅れて侵透する。この理由から、農民を代表として選んだ。）

そもそも小農的農業生産において、農産物価格は $C+V$ で決まる。⁽²⁾しかし小農にとって V （自家労賃）範疇の成立は二重の意味で不確定的である。

第一の理由。小農の自己の再生産費は、農産物の販売価格から生産費（ C 部分＝種子代・肥料代・農器具の減価償却分など）を差し引いた残りの全てである。もし販売価格が市況の変化によって低落したとしても、農産物の販売（出荷）は C 部分を回収できる限り、その水準に下がるまで継続される。 V 部分の完全な実現は意図されない。その理由は、小農が食料の自家生産・自家消費を行っているからである。この点が資本主義的に生産される商品（その価値構成は $C+V+m$ ）との相異である。商品の所有者たる資本家は、たとえどんなに市況が悪化しても、生産を継続するためには、自分にとっての経費たる $C+V$ の回収は最低限確保しなければならない。また資本家が自らの再生産のために必要な最小限の m （利潤）も確保しなければならない。

第二の理由。今度は農業労働に眼を転じてみよう。農業労働は、「商品化」した労働力の労働と異なり、時間で区切られて販売されるという性格をもたない。農民は農業労働をおこなう「労働主体」であると同時に、生産＝耕作の自主的な主導権をもつ「経営主体」でもある。この2つの性格を一身に具有する小商品生産者である。したがって、農産物価格（ $C+V$ ）が一定であるとした場合、土地耕作面積に余裕があるために生産量をふやせるか、または労働密度を高めることで生産量をふやせるか、そのどちらかが可能であるならば、農民は自己の労働投入を強めて、そこからより多い収入を獲得しようとする。この点からみても V 範疇の成立はむずかしいのである。

小農的農業生産における労働の特質は以上のとおりである。しかしながらこの特質は資本主義の成立以来、資本の法則の農業分野への侵透とともに徐々に崩れ始める。その侵透は2つの経路を通じて進む。ひとつは農村・農家への商品経済の侵透であり、もうひとつは農家労働力の「商品化」

である。本源的蓄積期に進行した二重の意味で自由な労働力の創出を除外して考えると、2つの経路のうち相対的に早くから進行するのは前者＝商品経済の侵透である。この商品経済の侵透も2つの局面をもって進む。ひとつは、農民が自己の再生産のために日常的に消費する食料・衣服を、自家生産・自家消費方式によらず、商品購入によって調達するようになる、ということである。いまひとつは、農民が生産上必要とする労働手段（肥料・農薬・農業資材・農業機械など）を農業労働の便利化・省力化のために、市場からますます多く商品として購入するようになる、ということである。これらの商品経済の侵透は一面において生活の「近代化」、生産の「合理化」であろうが、他面、農家家計における商品購入部分の増大を通じて、農家労働力の再生産が商品という社会的価値の規定をより強く受けることを意味する。いわば、他人の労働が投入されたものを購入することによって、自分の労働の社会的価値を農民が意識するに至るのである（ V 範疇の反射的形成）。

商品経済の侵透は農民の自律的な生活体系を漸次崩壊させ、その限りで「商品化」していない農業労働についても社会的な価値の基準を近似的に成立させるだろうが、それは相対的にみて緩慢な、長期的な作用であるだろう。これに比べて、農家労働力の「商品化」はより直接的に作用する。

農家労働力の「商品化」は農民層の分解を通じて進行する。わが国においては、戦前は農家過剰労働力のいわゆる家計補充的農外就労がみられたが、これは家計補充であった点で、不完全な「半商品化」にすぎなかったと考えられる。戦後の農民層分解は「全般的落層化」傾向の下で急激に進んだ。それはいわゆる兼業化という形をとって進行した。この兼業化という労働力商品化の意味については諸説があり、評価もさまざまであるが、⁽³⁾この点を捨象してもなお言いうることは、農業労働は兼業化を通じて、その社会的な価値の評価を近似的にもせよ受けとりつつあるということである。そしてまた、この社会的価値の評価・決定は兼業化のほかに農業生産それ自体の内部においても、請負耕作、受委託生産の形態をとりつつ進行している。ここでは請負「労賃」や「受託料」のかたちをとりながら V 範疇が成立しつつある。さ

らに上記の流れに規定されて、農産物価格の決定にもVの観念が強まってきている。今日わが国では、米・豆・甘味資源（サトウキビとテンサイ）を代表とする農産物の一部は、その価格が市場によらないで、政策的に決定されている。政府の農産物価格支持政策といわれるものがそれである。これらの農産物の価格は、政府によって「生産費補償方式」がとられているが、農民はこの方式のなかで、「都市労働者（中小企業労働者）並み」の自家労働評価が実現されることを要求している。

このように本来「商品化」していないと考えられる農業労働についても、「労働力」としての社会的な価値の基準が近似的ながら決定されつつあるといえる。今日の福祉（社会保障）の対象者が労働者に限定されず、農民や自営業者にまで拡大されていることの最も抽象的・根源的な経済的理由は、以上のように考えられる。資本の法則の発展は、次第に労働者以外の勤労諸階層の生活枠組みを、労働者のそれに接近せしめている。⁽⁴⁾ 今年年金や医療に守られない農民・自営業者の生活は考えられないと言ってよい。

ところで、以上の説明は、冒頭に示した「福祉は労働者の権利」という把握を前提としている。すなわち、資本主義社会における労働者の経済的特質が福祉をその必要物たらしめる、という理解である。そして福祉の対象者が農民や自営業者にまで拡大してきたことの理由は、これらの中間層の生活＝再生産枠組みが、資本の法則の侵透によって次第に労働者のそれに近づいてきたことに求められる。この意味からするならば、「福祉は労働者の権利」という把握は、今日の福祉の対象者の広がりからみて狭い把握であると理解されるよりも、むしろ現実の本質的把握と理解されるべきであろう。

しかしながら、福祉が労働者の経済的特質のゆえに必要となるという位置づけは、福祉成立の経済的可能性にすぎない。福祉が現実に必要なものは、労働者がその労働生活上の起伏において、実際に福祉を必要とする状態に陥るからである。この点は節を改めて考察することにした。

注(1)「福祉」とくに社会福祉を、経済的保障としての社会保険や公的扶助と区別して、社会サービスの

提供に限定して用いられることがあるが、ここではその最も広い意味において、社会保障を経済学的に捉えた概念として用いることにする。

注(2)上原信博『農業政策論』（有斐閣、1985年）34ページ参照。

注(3)大内力『日本における農民層の分解』（東大出版会、1969年）第一、五章参照。

注(4)福祉の対象者が農民・自営業者にまで拡大したことの経済的理由は本文で考察した如くであるが、経済外的な理由というものもまた存在することに注目しなければならない。福祉は社会政策の一部を構成する意味において「譲歩」の産物であるが、その内容と水準によっては形だけの福祉としてマイナスの譲歩を本質とすることさえある。わが国の国民健康保険制度は1938（昭和13）年に制定された。この時期は準戦時体制にあった時期であり、この制度はいわゆる戦時社会政策の一環として、戦時財政を補足するために、または戦時動員を円滑化するために、上から作られたものであった。坂寄俊雄氏はこのことを「戦争のためのバター」と称している。このような戦争遂行という経済外的理由から福祉の対象者が拡大するという事実も存在する。

坂寄俊雄『社会保障』（第二版、岩波書店、1974年）148～150ページ参照。

2. 貧困と福祉－福祉の対象－

前項においてみたように、資本主義の発展は本来、資本＝賃労働関係に属していない人々の労働力再生産枠組みをも労働者のそれに接近せしめる。非資本主義的セクターの漸次的な衰退のなかで不完全な労働力の「商品化」を余儀なくされた人々にとって、失業は今や労働者にとって同様の重みをもって迫ることになる。兼業農民を例にとってみるならば、失業（或いは退職）したのちに片々たる零細所有地を耕作し、そこから飯米を確保しえたにしても、それだけで労働力の再生産が保障されるわけではない。労働力の「商品化」によって土地への投下からひとたび引き上げられてしまった労働力は、失業したからといってもはや農業労働への復帰を許されることはない。労働力の商品化によって形成された生活の枠組みは元には戻りえないのである。また老齢による退職につい

てみても、同様の事態が指摘できる。以前に就労していた非資本主義的セクターに戻ることで、老後の生活が安定するわけではない。資本主義の発展は、非資本主義的領域を直接・間接に駆逐することを通じて達成されるからである。農民の労働者化＝「半プロ化」⁽¹⁾は、こうした経済的変動の過程で促されてきた現象にはかならない。こうして、一方で土地その他の生産手段にしがみつきながら、他方で不完全な労働力の商品化を促されてきた非資本主義的セクターの「労働者」にとって、失業や高齢による退職はほとんど労働者にとってのそれと同じ重さをもって受けとられるようになる。労働者と同様に、「福祉」がこれらの人々の要求となる。

ところで、前項で述べたように、労働者（労働力商品）にとって福祉という社会的な保障が必要であることは、ひとつにはその「無産」的性格に負っている。労働者は基本的に労働力を日々販売する以外に自己とその家族の再生産を維持する方法を持たないから、万が一、労働力の販売が何らかの理由によって中断・阻害されたとき、それに代わるべきものとして社会的な生活保障の体系＝福祉を必要とする。もうひとつの経済的根拠は、資本主義的生産の歴史的な性格である。景気循環に伴う失業の発生や利潤優先によって惹き起こされる疾病・労働災害・死亡などがそれに該当する。これらは個人にその責任を求めることができないという意味で「社会的事故」と呼ばれることがあるように、社会的な原因性をもっている。この「社会的事故」が労働力の販売（実現）の機会を阻害し、労働力再生産を不可能ならしめる最大の原因といえる。このように、生産あるいは労働において常に「社会的事故」に遭遇する危険と隣りあわせにしながら、なおかつ万が一のときの生活保障の経済基盤を持たない（或いは薄弱な基盤しか持たない）というところに労働者の経済的特質が描き出せる。この特質を一言にして表現するならば、労働力再生産の「不安定性」と言いあらわせるであろう。福祉はこの労働者の不安定性（いまや社会的分業を担う勤労者全体の不安定性）に対処するべく資本主義の歴史のなかから経験的に積み上げられ、つくり上げられてきた措置・施策である。

しかしながら、私は、上でみてきたところの労働者（あるいは勤労者全体）の「不安定性」一般からだけ、福祉の必要性が生じてきたとは理解していない。その理由は、「不安定性」が働く人々全てに均一な量と質のものとして作用しているとは考えないからである。個々の労働者の受けとる賃金（あるいは所得）の大きさ、それを規定している雇用（就業）の安定度、労働条件の良否といった外から加えられる要因。また個々の労働者が扶養する家族の数や有無、家族における子供や高齢者の数、住居の条件、社会生活の範囲といった労働力再生産上の内発的要因。これらの諸要因の複雑な組み合わせいかんによって、社会的分業の一端をその持ち場ごとに受け持っている人々の相対的な「不安定度」（逆に言えば相対的な「安定度」）が決ってくるからである。

失業を例にとりあげてみると、この社会的事故は、どのように激しい不況においてであろうとも、失業者群と現役労働者としてとどまれる部分とを分離させながら発生・進行する。失業者がどの範囲にまで及ぶかによって、不況の深刻さが測定されるのであるが、このことは裏からなげめると、どれほどに深刻な不況に見舞われようとも、失業しなくて済む労働者が一定量存在するということを意味している。不況期においてまっ先に解雇されるのは、いわゆる臨時工・社外工とかパートタイマーと呼ばれる雇用上の身分の不安定な労働者である。資本主義的生産は、1の2でみたように、好況期における労働力需給の逼迫という条件の下でも労働力を一方的に吸引するばかりでなく、生産過程の合理化を通してその反撥を強める。こうして反撥された労働者は以前よりも不利な雇用条件の下での就労を余儀なくされる。そして恐慌から不況へ至る過程で決定的な切り捨てを被りながら、より一層の不熟練労働分野への就労を再度余儀なくされる。このように経済循環の各局面ごとに常に労働者としての不安定性を色濃く体现する一群というものが創出・温存せしめられている。

労働災害についても、最近の紙面を賑わしている内容からうかがい知れることは、労災による死傷者の多くが出稼ぎ労働者であったり、再下請企業の従業員であったりすることである。同じ石炭採掘に携わる労働者であっても、死傷の危険度に

差がある。より危険でつらい作業を担当することによって、臨時採用から本工への途が拓けるといような労務管理方式がとられている状況の下では、いきおい労災の被災率は臨時雇い労働者において高まるようにシワ寄せされざるをえないであろう。

以上、失業と労働災害を例として極く簡単にみたように、労働力再生産の「不安定性」というものはどの労働者にも、またどの社会的労働の担当者にも均一の水準で作用しているとはいえない。この点を「不安定階層」として把握されたのが江口英一氏の「生活と労働」研究（社会調査研究）である⁽²⁾。いかなれば、総体としての不安定性における「安定度（不安定度）」というものが「福祉」の必要性を考えるにあたって導入されなければならない。私は労働力再生産の不安定性において、ある一定水準（社会的水準）以上に不安定である状態（あるいは「階層」）を「貧困」と考えるのであるが、この水準は労働力の再生産が短期的または長期的に阻害されることを以って測定されるだろう。そして労働力再生産の阻害（不可能）は、絶対的な歴史的に不動の水準で測られるのではなく、生産力の発展を根拠とする歴史的・社会的な水準で測られるものであろう。このことはⅠの2で考察したとおりである。

(1)労働力再生産の不安定に対応する福祉—社会保険制度とその限界—

労働者の日々の生活枠組みをその最も基礎的なところで規定している「不安定性」は、それを除去するための諸施策＝福祉の成立を必然的なものとした。このつながりにおいて把握される福祉は具体的には、労働者の友愛組織(friendly society)による共済活動を端初形態とする。この共済活動はイギリスでは18世紀末葉からすでに実施され始めたところの労働者の相互扶助制度(mutual aid system)に求めることができる⁽³⁾。この制度は産業革命を経てなお機械の採用が労働者の熟練を解体するには至らなかった一時期において、相対的に高い階層に所属した熟練労働者(skilled labourer)を母体とする自発的制度であった。高額の共済費の徴収を基礎として、これら熟練労働者間の不安定に対処する相対的に高い水準の福祉を実施した。

具体的には、組員およびその家族の疾病・障害・老齢に対する金銭的援助や仕事の都合で移動する場合の旅費などを支給した。しかしながら、この制度は熟練労働者だけに加入を限定されていた制度であった点において、労働者の全般的な不安定性に対処するものではなかった。労働者全体の不安定性に対応する福祉が成立したのは、歴史的にはより後期において、労働者の強制加入制を要件としたビスマルクの社会保険が世界最初であると言われている⁽⁴⁾。

ところで、相互扶助制度や社会保険制度において示されるどころの労働力再生産上の不安定に対処する「福祉」は、その最大の特徴として基本的に保険原理（あるいは保険数理）の上に成立している。より平易に言うならば、危険分散もしくは危険共有(risk sharing)を行ないうる「不安定性」である限りにおいて、保険という制度にのせられるものである。イギリスにおける友愛組合の共済活動が相対的に生活の安定した熟練労働者だけを対象にしてつくられたものであったということ。またドイツの世界最初の国家保険制度が労働者の強制加入をその要件としたこと。これらの事実は、保険原理の成立をそのときどきの歴史的・社会的事情の下で可能にするために必要な措置であったと考えられる。18世紀末のイギリスで、貧欲な資本の搾取（大河内一男氏の言われる「原生的労働関係」）にさらされて貧苦に陥っていた不熟練労働者を共済活動の対象に含めることは、即、共済活動自体の運営を不可能にしたであろう。また19世紀末のドイツで、労働者階級全体の不安定に備える社会保険が成立した際、相対的に自立性をもって自らの不安定に対処することのできる上層労働者の稼得力と低い危険発生率とを強制的に(compulsoly)社会保険に組み入れなかったならば、この制度はいたずらに国家の費用負担を増大させたであろう⁽⁵⁾。

危険分散という保険原理は、その意味するところを検討してみると、保険という「福祉」の対象となる特定の不安定（事故）がある一定の限度（発生率）内で起こるものであることを予測しなければならぬということである。そしてその予測された限度内での危険発生に対し、それを保障しうるだけの基金が必要になるということである。

さらに、その基金を準備するために保険加入者に対して一定の方式で拠出金（保険料 contribution）を割り当てなければならないということである。保険という制度は、このように保険原理（保険数理）にのせることができるかどうかをひとつの基準として、その対象となる不安定＝保険事由を吟味する。また保険料の割り当てを通じて、その負担に耐えられるかどうか、および危険発生率が高くないかどうか、保険加入者の「資格」をも吟味する。どのようにすぐれた保険制度であれ、福祉の対象者の「資格」吟味＝選別はどこかに入り込んでくる。さもなければ、社会保険制度にのせることができない事情を別の対応により除去しなければならない。少なくとも、保険料を支払うことができないような低賃金労働者の存在をなくす努力が必要になるであろう。かの「ベヴァリジ・レポート」は社会保険を中心とする社会保障計画であった。その計画のなかでW・ベヴァリジは完全雇用（full employment）の達成ということに非常な力点を置いている。⁽⁶⁾その保険料は、水準の高低はともかくして定額（flat rate、収入の多寡に関係なく同一金額であること）のものであるだけに、下層の労働者・市民に対する配慮が必要であり、それが対象者の選別を放棄したかわりに、完全雇用の実現という形で吐露されたのではないかと考える。

本来、労働者の「不安定」に対処すべき福祉として出発した社会保険が、ある範囲内であれ労働者の「安定」を前提としているということはひとつの矛盾である。この矛盾の生じる基盤は、社会保険の特性として、労働者の不安定性をその一般性・蓋然性において捉えていることにあるといえよう。「福祉」の必要性の根拠が具体的な「不安定」として、すなわち「貧困」として捉えられなければならないと思う理由はここにある。

ここで誤解を避けるために一言しておきたい。上で考察してきたことは、労働力再生産の「不安定」に対処するものとしての社会保険の役割りを否定しているのではない。社会保険という公的な危険分散・所得再分配の方法なくして、効率的・合理的な「福祉」の実現はありえない。ただ主張したく思うことは、社会保険制度だけで労働者の不安定に対する措置は完全には果たしえないとい

うことである。

(2)「貧困」に対応する福祉—公的扶助制度とその恤救的性格—

労働力再生産上の「不安定性」は労働者生活を一般に特徴づけるものである。それは「事故」というかたちで表面的には偶然性を装っているが、内実には資本主義経済の必然の産物である。そのことを歴史の教訓から学び体得した労働者たちは、資本家や国家の拠出を求めつつ、保険原理を応用した対策を以って、不安定性から生じる貧困に対処しようとした。しかしながら、労働力再生産の不安定性は、他方において、各労働者階層ごとに異なる度合いを示すものである。したがって、ただ単に画一的な社会保険制度のみを以ってしては真の意味で不安定性に対応することはできない。

資本主義社会で日々労働し生活する労働者にとって、「不安定」とは絶えず浮き沈みをくり返すという意味の「不安定」ではない。芥川龍之介の「杜子春」に登場する主人公のような栄華と没落のいくたびかの交替は、一般の勤労者の生涯を特色づけるものではない。働く者にとっての「不安定」とは、失業や疾病を契機として、それまで一定の水準を保ちえた生活ができなくなること＝「転落」を意味している⁽⁷⁾。もちろん労働者間競争が有効に組織されている今日の社会であるから、競争の結果敗退せしめられていく労働者もいれば、上昇（social climbing）していく労働者も少数いるであろう。それが繁栄する資本主義社会の光と影をかたちづくっている。しかし多くは敗退して下層への移動を余儀なくされる。この常に労働者に作用している下降圧力に対し、保険原理にもとづく対策はかなりの程度有効にこれを押しとどめる。疾病保険は労働者の病気に対し、治療費や治療中の生活費を支給することで、職場復帰を保障する。また失業保険は失業中の生活費を支給することにより、直接に失業中の労働力再生産を保障するとともに、労働力の窮迫販売を防止することによって現役労働者の賃金水準の低下をも防止する。⁽⁸⁾このように社会保険には下降圧力に抵抗する作用が認められる。だが、次に掲げる点が社会保険の限界であると思うのだが、疾病や失業に対する保障は一種の平均原理にもとづいて行なわれる。平均

的な水準の治療・平均的な期間の支給は、保険である以上止むを得ないことである。無制限治療・無期限支給が行なわれては、保険財源は恒常的に維持されなくなるからである。⁽⁹⁾ここで、もしある労働者の疾病が社会保険の平均原理にのりえない性質のものであったならば、いったいどうなるであろうか。病気は回復しないままに治療半ばで給付が打ち切られてしまうであろう。また失業についても、保険受給期間中に新しい仕事先が見つからない場合には、労働者は結局のところ、自分にとって適職(suitable work)と考えるレベルを下げて窮迫的な労働力の販売を行わざるをえなくなるであろう。こうして社会保険の限界が平均原理を超えるケースに関して露呈されるに至る。ここにおいて、この限界を補うべき別の「福祉」というものが、労働者の不安定性に対処するものとして提供されなければならなくなる。あらゆる偶然と運命を媒介として不断に作用する「貧困」への下方移動は、ある段階で阻止されなければならない。阻止するための手段が創出されなければならない。

貧困への下方移動は、対策が全く行なわれないならば、その最下の行きどまりにおいて労働力再生産の停止＝死に逢着するであろう。また死に至らなくても、それに絶えず脅かされ続ける状態＝被救恤的窮民のような生活をつくり出すであろう。資本主義発達の歴史は現にこうした状態を、本源的蓄積期以来絶えずつくり出してきた。そしてまた、こうした状態に対する措置＝福祉も資本主義の歴史と同じ長さの歴史をもっている。たとえば、イギリスにおいては1601年に制定されたエリザベス救貧法以来の流れがある⁽¹⁰⁾ わが国でも明治7年(1874年)施行の恤救規則から昭和4年(1929年)制定の救護法に至る流れがある。イギリスの救貧法とわが国の恤救規則とは内容・性格を異にするし⁽¹¹⁾ イギリス救貧法それ自体も350年の歴史のなかで内容・性格がいくたびか変遷してきた。しかし、その本質的な性格は「貧民対策」と捉えることができよう。しかも貧困化を防止するのではなく、「貧民」(pauper)という境涯に陥った人間を「救済」する性格のものであった。この意味で勤労者の不安定性に対処するものではなく、絶対的な「窮乏」(destitution)に対処するにすぎない

いものであった。

このような性格をもつ貧民対策という福祉は何を根拠として成立するに至ったのであろうか。貧民対策はその対象を資本主義社会最下の被救恤的窮民としていることで、その福祉水準は極めて低く抑えつけられてきた。その低水準性の経済的理由は、これらの被救恤的窮民に属する人々が「経済秩序外的存在」⁽¹²⁾または「社会構造からの脱落者」という位置づけにおいて捉えられてきたからに他ならない。すなわち、これらの人々は社会を維持するうえで必要な労働の量と構成＝社会的労働の一環に組み入れられておらず、ただ一方的に社会的労働の成果に依存し続けている存在であるという認識から、その福祉水準は時に肉体的能率の維持すら不可能になるような低い水準に固定されていたと考えられる(劣等処遇原則less eligibility)。権利というものは常に義務の履行を伴うものである。被救恤的窮民に属する人々は社会的分業の一端を担い得ないという義務の不履行の認識によって、人並みの生活水準の保持という福祉の権利性を欠くものとして捉えられてきた。したがって、本来、社会的にはこれらの人々に対する福祉の提供は、客観的理由をもたない、いわれのないものとして公的に無視されることも可能となりえていた。当初、これらの人々への福祉の提供は、宗教的博愛精神や道義心という経済外的理由によって行なわれていたにすぎない。これはマルクスが、シスモンディを援用して述べているところの資本主義の「空費」(faux frais)に当たる。

しかしながら、資本主義的生産の発展はその反社会的性格に由来する諸矛盾を累積させた。被救恤的窮民の発生する原因を次第に明白なものとするに至った。過酷な労働条件のために結核などの重い病気になった人々。不変資本充用上の節約によって労働災害に見舞われ障害の身となった人々。またその疾病や労働災害によって扶養義務者を奪われた孤児たち。老後の貯えも形成できぬままに身寄りを失くした老人。これら被救恤層と呼ばれる人々の貧窮は、偶然や運命によってもたらされたのではなく、資本主義の生産活動の諸結果であるということが次第に明らかになった。ここに至って、国家はこれらの人々の生活のある程度保障し、それを通じて現役労働者の不安と労働意欲の減退

をおさえ、生産の順調な継続を確保するべく、貧民対策という福祉に手を染めるに至ったのである。

こうして被救恤層に対する公的な対策が成立することになったのだが、それでもなお被救恤的窮民＝「経済秩序外的存在」という認識が払拭されることはなかった。これらの人々は資本主義的生産活動の諸結果として貧窮に陥らしめられたのだが、その原因との関係は切断され、現在の「労働遂行能力」の有無によってふるいにかけてられ、労働能力の無い者(non able-bodied)に対してだけギリギリの低水準の「福祉」が慈惠的に与えられたのである。労働者が種々の「社会的事故」によって貧窮への途を「転落」するようになったとき、その「転落」の過程では何らの援助も与えられず、最終的に生きていくための手段である労働能力すらもはぎとられて全くの依存性(dependency)のみを体現するに至って、初めて救済の対象となりえたのである。労働能力を有する限り、労働力再生産が再度の危険に遭遇しようとも、全て「自助」にまかされたのである。

ところで、この労働能力の有無について検討してみると、人間が生得的に労働力を賦与されていないということは本来ありえない。それは身心に障害をもつ人々でさえ、ときには特別に重度の障害をもつ場合であっても、該当するものである。資本主義社会においては、何よりも生産力の発達水準を社会的尺度とする平均的な労働遂行能力が前提とされ、それに社会的な労働力の価値が対応している。したがって平均以下の労働遂行能力の所有者は、自らの価値を実現する機会を社会のなかで容易に見出しえない。資本主義社会において労働能力をもたない(働けない)ということは、上のように労働力がないと社会的に規定されていることにほかならない。「社会的排除」ないしは「雇用機会の社会的剝奪」といえよう。障害者を「経済秩序外的存在」と捉えることは、もしこの把握が超歴史的な労働力概念に依拠したものであるならば誤りといわねばならない。資本主義社会ではその経済原理から「経済秩序外的存在」として規定されてしまうと表現するのが正確であろう。しかし、いずれにせよ、「福祉」は資本主義社会の矛盾に対応するものとして措定されるべきであり、これを是正する役割りを少なくとも担うこと

が期待されるべきものであるから、その提供の根拠に「経済秩序外的存在」を位置づけるのは誤りである。「福祉」までもが資本主義の排除性をその遂行原則とすることは回避されるべきであり、その回避は資本主義の福祉であっても社会的に可能である。

資本主義社会においてそこで生活する人々の「貧困」は、上でみてきたように労働力の価値の実現を媒介として発生する。平均以下の労働能力の所有者は、容易にその価値を実現しうる機会を見出せないし、たとえ見出せたとしても低い価値評価しか与えられない。この点は平均的な労働力の所有者であっても、その価値が完全に実現される条件をもたない人々(不安定就業者)の「貧困」と同じである。人間が平均的な労働遂行能力を保持しなくなる原因は、その殆どが労働災害・事故などの後天性のものである。また生得的なものであっても、公害(胎児性水俣病)や薬禍(サリドマイド被害)といった資本主義的生産活動の犠牲と捉えられるものが多々ある。科学の発展は徐々に先天性の障害と呼ばれてきたものと化学物質・放射能などとの因果連関を明らかにするであろう。それによって先天性の障害と位置づけられていた障害の範囲を狭めていくと同時に、障害と生産活動の関連を明白にするだろう。しかし、そうした科学の発展をまたなくても、病人や障害者や老人などの被救恤層の貧窮の原因は既に明白である。これらの人々は資本の生産過程にかつて労働者として参加した人々であり、そのなかで労働力を磨減・破壊された人々である。したがって、これらの人々を「経済秩序外的存在」とか「非労働力」として捉え、それを根拠に劣悪な水準の「福祉」のなかに閉じ込めておくことは労働力の磨減・浪費の福祉版にほかならない。基本的にこれらの人々を労働者として、社会的労働の一環に含まれる人々として位置づけ、それが現実のものになるような水準の「福祉」をこれらの人々に提供しなければならない。

被救恤的窮民として捉えられる人々の貧困の原因は、その人々のもつ労働力の社会的実現の困難に求められる。この意味からするならば、現役群に属しながら雇用の不安定性のためにその価値が完全に実現されず、労働力再生産に支障をきたし

ている人々の貧困も、同じ根から出た別の分枝と捉えることができる。こうして「福祉」に要求されることは、社会保険の網の目から漏れ落ちる労働力再生産の不安定性に対して、これを最下の恤救的水準で救済するのではなく、社会的水準として歴史的に決定される労働力再生産の最低限水準＝ミニマム・スタンダードにおいて受けとめ、その水準を保障することである。

「福祉」の対象とは、社会保険が対応するところの労働者（或いは勤労者）全体の労働力再生産の「不安定性」一般であり、また同時に労働力再生産の不可能＝「貧困」である。福祉は後者を対象とすることによって、不安定性一般に対して底無しの下方移動を阻止する歯止めになりうるであろう。「貧困」に対処する福祉は公的扶助を中心としながら、住宅政策・教育政策・環境政策などの統一において果たされなければならない。「福祉」の対象は「経済秩序外的存在」として捉えられた人々のミゼラブルな恤救性ではありえない。

注(1)ここで述べていることは農民層分解の特殊日本的・戦後の形態を念頭においている。しかしその形態は、農民の賃労働者化を一般的形態において捉えることと矛盾するものではないと考える。わが国の高度経済成長下の農民の賃労働者化の性格については、次の論文がある。

上原信博「農業の総兼業化と賃金問題」(『経済』No. 107、1973年3月)

注(2)拙稿「『社会階層』にもとづく社会的事実の発見—江口社会調査における階層と階級—」(江口英一編『日本社会調査の水脈』法律文化社、1990年)

注(3)1793年のローズ法(Rose's Act)は友愛組合(friendly society)の最初の法的承認であり、労働組合による共済活動の保護奨励策であったといわれている。

榎原朗『イギリス社会保障の史的研究(I)』(法律文化社、1973年)230ページ参照。

注(4)1883年の疾病保険法、1884年の災害保険法、1889年の養老・癩疾保険法、これら一連の立法措置がそれである。

ドイツにおける強制年金保険の成功は、第一次大戦の少し前の時期に至り、次第に各国に普及した。

イギリス無拠出老齢年金法(1909年)、フランス労働者農民年金制度(1910年)などである。

岸本栄太郎編『社会政策入門』(有斐閣、1973年)150ページ参照。

J・J・デュベイル『フランスの社会保障』(上村・藤井共訳、光生館、1978年)16ページ参照。(Jean-Jacques Dupeyroux, 'Cours, Elémentaire de Droit, Sécurité Sociale' 1972)

注(5)坂寄俊雄氏は、ビスマルク社会保険制度の成立には当時にすでに共済制度を有していた大資本の負担軽減という目的が意図されていたと指摘している。(坂寄『社会保障』岩波書店、1974年、41ページ参照。)

しかし私が疑問に思うことは、大資本の共済制度が中小資本の労働者にまで拡大されて社会保険制度化することにより、大資本の負担は軽減されるであろうかということである。むしろ負担の増大という結果をもたらすであろう。社会保険の加入の強制的性格は、大資本の労働者に対して向けられたものだと考える。

注(6)ベヴァリジ報告『社会保険および関連サービス』(山田雄三監訳、至誠堂、1969年)第V部、社会保険計画、パラグラフ301および第VI部、社会保険と社会政策、前提C雇用の維持、パラグラフ440—443参照。

注(7)籠山京・江口英一共著『社会福祉論』(光生館、1974年)第II章社会福祉の対象、参照。

注(8)私はこの観点からイギリスの失業保険制度とわが国のそれとを比較対照的に論じたことがある。拙稿「イギリスにおける失業時の所得保障—わが国の失業問題を考える—」(『経済』No. 285、1988年1月)

注(9)ただし国家財政にもとづく公的資金援助の多寡により、この制約が緩和されたり逆に強化されたりすることに注意しなければならない。

注(10)イギリス救貧法の歴史は1601年エリザベスI世の治世下で制定された旧救貧法(old Poor Law)に始まるが、それ以降の流れはおおよそ次のような経過において示される。

1722年労役場法(Workhouse Act)

1782年ギルバート法(Gilbert Act)

1795年スピーナムランド制(Speenhamland System)→1796年ヤング法(Arthur Young

Act)による法的追認

1834年新救貧法(Poor Law Amendment Act)新救貧法は院外救済を廃止することにより、純粋な被救恤的窮民対策に後退するのであるが、それ以前の過程では救貧法はすぐれて労働力政策としての側面をもっていたといわれる。

大前朔郎『英国労働政策史序説』(有斐閣、1961年)参照。

注(1)わが国の恤救規則は、その対象者が廃疾者・病人・70歳以上の高齢者などに限られ、純然たる被救恤的窮民対策であった。救済の方法は第一に「人民の情誼」(相互救済)におかれ、公的救済はそれが成立しえない場合に限って行なわれるものであった。救済水準は男子病人に対し1日あたり下米3合分に見合う現金が支給された。

小川政亮『社会事業法制』(ミネルヴァ書房、1973年)8-9ページ参照。

注(2)大河内一男『社会政策の基本問題』(増訂版、日本評論社、1946年)436ページ参照。

3. 労働と福祉— まとめにかえて —

この論稿では「福祉」(welfare)という概念は国家の政策としての「社会保障」(social security)を経済理論的に把握したものとして用いられてきた。したがって社会保険、公的扶助、公衆衛生、教育・住宅政策、社会サービス等の総体を含むものとして、その最も広い意味において用いられてきた。その理由は、「福祉」が勤労者の労働力再生産の阻害状態＝今日的「貧困」に対処するものであり、「貧困」は少なくともこれら諸施策の総合的対応なくして解決されえないと思うからである。今日わが国の状態を考慮するならば、住宅取得が勤労者の生活に及ぼしているマイナスの影響は多大なものであり、それをひとつの契機として生活崩壊が起こる例もしばしばとらげられているから⁽¹⁾、住宅の公的供給も今日の福祉に含まれるべきである。もはや自助にゆだねられる問題ではない。また高等教育の費用も年々高騰しており、それが家計構造を否める大きな原因となっている⁽²⁾。さらに大気汚染に代表される公害による健康破壊は児童や高齢者など体力の弱い者を集中的にむしばんでおり、環境保全政策も公衆衛生と同様に労働力再生産を維持するうえで必要不可欠のもの

になっている⁽³⁾。現代の労働力再生産の阻害を規定している要因は多面的であり、したがって「福祉」もそれに応じた総合性を獲得しなければならない。

ところで今日、わが国の「福祉」はこの総合化という現実の要請を離れて、分極化の傾向を示しつつあるように思われる。特に狭い意味での「福祉」＝ソーシャル・パーソナル・サービスへの特化が進行しているように思われる。確かに人間の再生産は所得だけ保障されても行なわれうるものではないだろう。再生産のための「消費行為」というものが伴わなければならないだろう⁽⁴⁾。ここから「福祉」は「消費行為」(非貨幣的ニーズ)に対処すべきものとして位置づけられ、寝ききり老人＝要介護老人対策がクローズ・アップされるようになったと思われる。この社会サービスに福祉が積極的に対応するようになりつつあることは、それ自体、一種の進歩として評価されるべきであろう。しかしこの「福祉」の社会サービスへの重点移動は、今日的な意味での「貧困」＝労働力再生産の不可能が解消されたか、もしくは極めてマイナーな存在になったという社会認識(1の3の(1)でみた地域経済分析のそれと同じ認識)のうえに提唱されているものであり、「貧困」のステロタイプの見解に裏打ちされているものといえる。その問題性は何よりも、そうした消費行為の欠落がひとりの人間(社会に規定されて生活を送る人間)のなかで、どうして発生するようになったか、その原因や背景をつきつめて解明していない点に求められる。せいぜい「核家族化が進行したから」程度の皮相な問題把握にとどまっている。「福祉」とは本来、目の前にある「要援護性」「依存性」「ニード」への対応を図るだけでなく、そうした「要援護性」の発生を阻止するような原因探索性(＝社会構造の把握)と改革性を持たなければならないものであろう。

前項において考察したように、福祉はまず第一に労働力再生産の阻害＝今日的「貧困」を防止する役割りを持たなければならない。そして第二に「貧困」の防止を通じて労働力再生産の「不安定」一般をも、ある水準において阻止する役割りを持たなければならない。このふたつの「現状に対する改革性」を持つ必要がある。労働力の再生産と切り離して捉えられた「窮民」という存在に福祉

が対処するものであったり、また「貧困」と切り離された「ニード」に対処するものであったりしては、上のふたつの役割りにおいて捉えられる「福祉」の改革性は喪失せしめられて、単なる窮民の維持策か「市場福祉」に墮してしまふであろう。そうした「福祉」は全くの「社会的コスト」＝空費にすぎないか、もしくは「公的責任」を欠いた「商品」かに二極分化するしかないであろう。123号通達という厚生省の行政指導が行なわれて以来、今日までの生活保護行政のあゆみは、まさにこの「社会的空費」という福祉へ後退しつつあると思われる。

経済の循環を「資本の再生産」とともに構成している「労働力の再生産」という位置に「福祉」が据えられない限り、「福祉」の経済的・社会的意義は与えられない。「福祉」の対象を「要援護性」「依存性」として捉える見解は、⁽⁵⁾それがいかに客観的な指標的性格を装うとも、経済の循環には入りえない。この意味で「福祉」の対象を「窮民」と捉える前時代的見解と共通の基盤に立っているといえよう。「窮民」対策が「窮民」の発生を防止できないのと同様に、「要援護性」のみへの対応は「要援護性」の生まれる基盤を少しも減少させないだろう。もし「福祉」が社会サービスへの特化を強めるならば、資本主義の生産と蓄積の諸結果として生じる「要援護性」は増加するままに放置され、「社会的コスト」はそれにつれて増加し続けるだろう。「福祉」が経済の循環に位置づけられなければならないものであることが、これによって逆説的に示されることになるといえる。

このⅡの冒頭で「社会保障は労働者の権利」という把握を示した。この把握は考察してきたように、今や「社会保障は働く者の権利」と言い改められなければならない。ここに示された権利とは何に向って何に基づいて主張されるものか。私はこの権利性を、基本的に働く国民の「労働」に根拠をもつものとして捉えたい。資本主義社会において、その特徴たる私的労働と社会的労働の分離は、個々人の労働を私的なもの、私的目的において遂行されるものと規定する。しかし、経済循環の各局面毎に特殊的に露呈される「私的労働と社会的労働の矛盾」は、私的労働の社会的存在性を

我々に告知する。あらゆる私的労働の積み上げなくして社会の存立はありえない。この理解においては私的労働の遂行形態がどのようなものであるかは相対的に小さな問題にすぎない。日々、社会的労働の一翼を担いつつ、自らとその家族を再生産し、社会そのものを維持＝再生産しているという義務の履行に基づいて、「福祉」要求の権利性が生じるであろう。したがって権利主張の対象は社会およびその統括者としての国家ということになる。税金を納めたからとか、社会保険料を抛出したからとか、企業に利潤を得せしめたからという義務の履行理由は、「労働」という義務の履行に付随するものであろう。社会のなかで日々働き責任を果たしつつ生きているという平明な事実のなかに、「福祉」の根源的な権利性が存在すると思われる。この意味において、福祉の前に万人は平等であらねばならない。

このように福祉は労働と不可分一体の関係にあるものとして捉えられなければならない。それが以上の考察から導びかれる結論である。

(1991. 1. 10 受理)

注(1)早川和男『住宅貧乏物語』(岩波書店1979年)

168-172 ページ参照。

注(2)この点については次の文献を参照されたい。江口英一編著『生活分析から福祉へ—社会福祉の生活理論—』(光生館、1987年)

注(3)1980年前後から、亜硫酸ガス(SO₂)規制の一定の成果により、公害病(慢性気管支炎・気管支喘息など)は大幅に減少したと喧伝されているが、実態はそれと逆のようである。ディーゼル・エンジン車等を原因とする窒素酸化物(NO_x)の規制が産業界の圧力で進まないことから、臨時的にはより深刻な公害病(肺気腫など)が広まっていると報告されている。

朝日新聞川崎版『終わらぬ川崎公害』(1980年9月9日から10月15日まで、25回にわたり連載された。)

注(4)高橋紘一「老人入浴サービスの比較研究」(『週刊社会保障』No.1142 1981年)参照。

注(5)このような見解に立って展開された論文の代表は以下のものである。

三浦文夫「社会福祉の転換と供給問題」(社会保

障研究所編『現代の福祉政策』東京大学出版会、
1975年、所収)

注(6)前時代的福祉理解の例としては、

自由民主党研究叢書8『日本型福祉社会』（自由
民主党広報委員会出版局、1979年）があげられる。
この第4章の71－72ページにおいて、「救済」
という「福祉」は「人生ゲームに参加する能力が
ない人」に限って与えられると主張されている。
若くして散る人生もあれば、老後の孤独の身をさ
らさねばならない人生もある。たった一度の人間
の生を「ゲーム」と捉える良識の欠如に強い憤り
を覚える。この主張が正当なものであるとしたら、
所詮、人間はこの日本では最もシビアな意味にお
いて労働力の「容器」にすぎないものなのであろ
うか。そうした人間の位置づけが今日の日本の繁
栄をあらしめているのであれば、それはまさにE
・ホブスボームのいう「資本の国」そのものでは
ないか。